

# つうしんはんばい ていきこうにゅう その通信販売、定期購入になっていませんか！

「お試し」や「初回無料」などとお得に購入できるよう宣伝されている通信販売。1回限りの購入では終わらず、解約手続きができないまま次の商品が届いてしまうというトラブルが増えています。通信販売を利用するときは必ず内容を確認し、消費者トラブルを防ぎましょう。

## ■ 購入する前のチェックポイント！

「定期購入」や「自動

更新」、「お試しコース」  
となっていないですか。

解約・返品条件を

確認しましたか。



2回目からはいくらですか。

証拠として「最終  
確認画面」を残しましたか。

少しでも「あやしいな」と思ったら、消費生活センターへ相談しましょう。

令和4年6月1日以降、改正特定商取引法により、事業者は契約の申込み内容を最終確認画面で表示することが義務付けられました。不適切な表示により申込みを行ったときは契約を取り消すことができる場合があります。



橋本市消費生活センター

☎ 0736-33-1227

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号  
橋本市役所1階 窓口⑤ FAX: 0736-33-1200

※ 閉庁時は消費者ホットライン 188 へお電話ください